

「航空法施行規則別表第二の運用について（平成 15 年 6 月 20 日付空乗第 61 号）」、「航空機乗組員飛行日誌記入要領平成 19 年 11 月 27 日付空乗第 390 号）」及び「国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務等の技能に係る資格証書を有する者に対する取扱い（平成 12 年 7 月 28 日付空乗第 2105 号）」の一部を改正し「外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する技能証明申請者で試験の一部の科目について免除を受けようとするものが当該証書を提示する場合の取扱いについて（平成元年 9 月 6 日付空乗第 2110 号）」を廃止する通達（案）に関するパブリックコメントの募集について

平成 20 年 3 月 8 日
＜問い合わせ先＞
航空局技術部乗員課
(03-5253-8111：内線 50318)

我が国の技能証明を取得するために必要となる経験要件（以下「我が国の経験要件」といいます。）は、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）別表第 2 において定められています。

現在、海外においてライセンスを取得した者が、当該ライセンスを用いて試験の一部免除を受け、もって我が国の技能証明を取得する、いわゆる切替を行う場合に、同表において求められている「単独」による飛行経験が不足しているときは、当該ライセンスにより海外において機長として単独で飛行した時間をもって充足することが認められていますが、これまで、その飛行時間が単独によるものであることの立証は、自己申告によっていました。

しかしながら、今般、必ずしも単独によるものとは認めがたい機長としての飛行時間が自己申告される事例が散見され、我が国の経験要件を満足することを必ずしも厳正・公正に担保できていないという問題が生じています。

つきましては、海外において機長として飛行した時間をもって我が国の経験要件を充足する際に、自己申告により単独であることを立証するこれまでの方法を見直し、第三者による証明等を求めることにより、我が国の経験要件を満足することを厳密に担保することとすることを検討しています。

また、切替においては、海外のテンポラリーライセンスによって試験を受験することを認める等、不要な規制の撤廃や誤解を招く表現の修正等の所用の改正も併せて実施する予定としています。

つきましては、広く国民の皆様から、本改正についてのご意見を募集いたします。

お寄せ頂いたご意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。ご意見の受付は以下の要領で行いますので、よろしく願いいたします。

意見公募要領

1. 意見募集の対象

「航空法施行規則別表第二の運用について（平成15年6月20日空乗第61号）」、「航空機乗組員飛行日誌記入要領（平成15年6月20日空乗第62号）」及び「外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する技能証明申請者で試験の一部の科目について免除を受けようとするものが当該証書を提示する場合の取扱いについて（平成元年9月6日付空乗第2110号）」の一部を改正する通達（案）

※ 改正案の新旧対照表となっています。

2. 意見送付方法

住所・氏名・職業（会社名又は所属団体名）及び電話番号を明記の上、3に掲げるいずれかの方法で送付して下さい。

3. 意見募集の要領

次のいずれかの方法で送付してください。（様式自由）

- ①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。また、メールのサブジェクトは「航空法第28条第3項の許可手続き等に関するパブリックコメントに関する意見」としてください。）

電子メールアドレス：g_CAB_GIJ_JIN@mlit.go.jp

国土交通省航空局技術部乗員課 あて

- ②郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省航空局技術部乗員課 あて

- ③FAXの場合

FAX番号 03-5253-1661

国土交通省航空局技術部乗員課 あて

※FAXにて提出頂く場合には、事前又は事後に03-5253-8111：内線50318まで提出した旨をご連絡ください。

4. 意見募集期間

平成20年3月8日（土）から平成20年4月6日（日）まで（必着）

注意事項

※ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨

ご了承願います。

※ 頂いたご意見の内容については、住所・氏名・所属・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、ご承知おきください。